

令和6年度 大阪府市町村振興補助金 交付限度額算定の考え方

I 総額 10億3,000万円（項目1～4：10億円 項目5：3,000万円）

II 取組項目ごとの考え方

1 将来のあり方に関する議論に係る取組

（1）将来課題の見通しや、あり方に関する議論に係る取組

算定対象	配分額実績 （1取組あたり）
市町村の将来のあり方勉強会	～1000万円
地域の未来予測	～500万円
中長期財政シミュレーション	～600万円
その他（過疎地域勉強会、その他の取組 等）	～1000万円

（2） 財政状況の見える化の実施状況

算定対象		配点
令和5年度（R4決算分） 実績	Aランク	7点
令和6年度（R5決算分） 実績	Aランク	7点

（3） 統一的な基準による地方公会計の整備状況

算定対象		配点
令和5年度 実績	基準日までに財務書類・固定資産台帳を作成している（R4決算分）	5点

（4） 計画に基づく公共施設マネジメントの推進

算定対象		配分額
総量縮減を含めた公共施設の再編計画の策定状況等	公共施設再編計画の策定、内容の充実	～500万円

2 複数市町村による取組

（1）市町村間の広域連携体制の構築

- （ア）広域的な施設整備
- （イ）広域的な人材確保
- （ウ）消防の広域化
- （エ）事務の共同処理 等

広域連携 種別	算定対象	基礎点	加点の内容
協議会 一部事務組合 機関等の共同 設置	新しい組織の構築 既存の組織への新規団体加入	10～20点	幹事 人的・財政的メリット 小規模団体への補完 施策の方向性
事務委託 連携協約	新規関係の構築	7～8点	
地方自治法に 基づかない連 携	法令により実施が義務付けられている事務 事実上、市町村が実施すべき事務となっているもの 「広域連携に関する研究」報告書において提示されているモデル事例 小規模団体単独では対応が難しい事務の大規模団体による補完 その他、連携による人的・財政的メリットが大きく見込まれるもの	3点	
広域連携に向 けた 研究会・検討 組織	新設（本補助金の算定対象としている取組の実施に向けたもの）	1点	

（オ）広域水道企業団との経営統合

算定対象	配分額
統合に向けた検討・協議	850万円
事業の統合	

（2）自主的な合併に向けた取組

算定対象	配分額
合併も選択肢に入れた研究会・勉強会への参画	～1300万円

3 単独市町村による取組

(1) 政策実現のための戦略的タイアップ

(ア) DXの推進

算定項目	算定対象	配分額実績 (1取組あたり)
DX推進体制の整備	DXを推進するための人員体制の整備 (例：情報担当職員の配置)	～200万円
DX推進体制の整備に係る独自取組	DX推進体制の整備を図る取組 (例：DX人材の育成と全庁的な機運醸成、DX推進リーダー制度の導入や人事制度改革、外部専門人材の活用等)	

(イ) 公民連携

算定項目	算定対象	配分額実績 (1取組あたり)
公民連携推進体制の整備	公民連携デスク（＝ワンストップ窓口）の設置等	200～800万円
新たな連携関係の構築	基礎自治機能充実・強化に資する取組みで特に連携による効果が高いもの	

(ウ) 人材育成

算定項目	算定対象	配点
行財政運営に資する実務研修	大阪府各部局、大阪府域地方税徴収機構への派遣	1～18点

(2) 行財政改革の取組

(ア) 持続的な行財政運営に係る計画

算定対象		配分額
取組状況	行財政改革プランの策定	150万円

(イ) 持続可能な行財政運営に向けた個別課題の解決

算定対象	算定対象	ランク・基礎点	備考
■公共施設の配置最適化に向けた取組	公共施設の統廃合 等	C・2点 ～ A・10点	
■民間委託、指定管理者制度の導入	“地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査”において示される対象業務・施設の内、新たに取り組んだ分野	C・2点	
■持続的な行財政運営の確保に大きく寄与する取組	持続的な行財政運営に特に資すると認められる取組	C・2点 ～ A・10点	

(ウ) 自律化に向けた各市町村の独自取組（※経過措置）

算定項目	算定対象	ランク・基礎点	備考
i 公共施設の統廃合や運営管理体制の見直し	施設の廃止・民営化・統合 指定管理者制度の導入、業務委託 等	C・2点 ～ A・10点	
ii 病院・公社・三セク等の再編（廃止も含む）	土地開発公社の解散 等	C・2点 ～ A・10点	
iii 市町村民税の徴収向上に向けた体制強化	徴収体制の強化、納付方法の拡充	C・2点	
iv 国民健康保険の徴収向上に向けた体制強化	徴収体制の強化、納付方法の拡充	C・2点	
v 自治体クラウドの導入	共同クラウド、単独クラウド	A・10点～A A・20点	
vi 自主財源の具体的確保策	(財政効果が認められるもの)	C・2点	
vii その他の取組	(財政効果が認められるもの)	C・2点 ～ A・10点	

- ※ 団体ごとの財政規模を勘案のうえ、一定の財政効果が認められるものについて、算定。
- ※ 過年度分の取組については、R4 年度の新規申請取組のうち当該年度に算定の対象となった取組に限り、引き続き算定することが適当と認められた場合は、上記ランクに応じて、その一定割合を算定。

(3) 中核市移行：今年度は算定対象なし

(4) 権限移譲

算定対象	配分額 (1事務あたり)	加点の内容
第1フェーズの事務 第2フェーズの事務 その他の事務	20万円	重点事務
協議事務（附帯事務）	10万円	—

- ※ 令和7年度移譲予定分のみ算定。

4 その他の取組

算定項目	算定対象	配分額実績 (1 取組あたり)
市町村における施策課題への取組	・ 課題解決に係る具体性・継続性 ・ 取組自体の先駆性・独自性 ・ 府と市町村共通の施策課題への取組	200万円

5 将来のあり方議論推進に係る取組

算定項目	算定対象	配分額実績 (1 取組あたり)
将来のあり方議論推進に係る取組	合併を選択肢に入れるなど踏み込んだ将来のあり方に関する研究会を設置し、議会・住民へ情報を発信する取組	1000万円

※中核市及び中核市要件を満たす市については、1・3(1)・3(2)を算定対象外とする。
※令和6年度において地方交付税法第10条第2項で規定する財源不足額のない市町村(同項ただし書きの規定による調整率が適用された結果、普通交付税が交付されない市町村を含む。)については、3(2)を算定対象外とする。